

【岩見沢市】確認申請・計画通知、検査申請・完了通知手数料

(令和7年4月1日から施行)

	手数料の名称（面積区分）		手 数 料	摘 要 等
確 認 申 請 ・ 計 画 通 知	【建築物確認申請等手数料】※1			手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 (1)建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 （床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） (3)建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1 (4)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 ※1 市以外の確認を受けた建築物の計画を変更する場合（当該申請等の直前の建築物の計画の変更について市の確認を受けた場合を除く。）にあっては別に定める金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする。
	0㎡～30㎡以内	確認の特例以外	16,000円	
		確認の特例の場合	14,000円	
	30㎡超え～100㎡以内	確認の特例以外	25,000円	
		確認の特例の場合	21,000円	
	100㎡超え～200㎡以内	確認の特例以外	38,000円	
		確認の特例の場合	32,000円	
	200㎡超え～300㎡以内		51,000円	
	300㎡超え～		82,000円	
	【建築設備・工作物手数料】			
	建築設備確認申請等手数料		18,000円	
	建築設備確認申請等手数料（変更）	市の確認を受けた建築設備を変更する場合	12,000円	
		市以外で確認を受けた建築設備を変更する場合	19,000円	
工作物確認申請等手数料		17,000円		
工作物確認申請等手数料（変更）	市の確認を受けた工作物を変更する場合	12,000円		
	市以外で確認を受けた工作物を変更する場合	18,000円		
	【建築物加算手数料】（省エネ仕様基準の審査をする場合）			確認申請又は計画通知において、建築物省エネ法の施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準（仕様基準）に適合するかどうかを審査する場合にあっては、一の建築物につき左記の金額を加算する。
	一戸建ての住宅		+ 7,500円	
	共同住宅（長屋等を含む。）		+ 30,000円	
検 査 申 請 ・ 完 了 通 知	【建築物完了検査手数料】※2			手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ※2 市以外の確認を受けた建築物の計画に係る建築物の工事の完了に係る検査を申請する場合（当該申請等の直前の建築物の計画の変更について市の確認を受けた場合を除く。）にあっては別に定める金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする。
	0㎡～30㎡以内	検査の特例以外	20,000円	
		検査の特例の場合	15,000円	
	30㎡超え～100㎡以内	検査の特例以外	24,000円	
		検査の特例の場合	18,000円	
	100㎡超え～200㎡以内	検査の特例以外	32,000円	
		検査の特例の場合	22,000円	
	200㎡超え～300㎡以内		42,000円	
	300㎡超え～		68,000円	
	【建築設備・工作物完了検査手数料】			
	建築設備完了検査手数料	① ②、③以外の場合	18,000円	
		② 右記による	25,000円	
		③ 右記による	19,000円	
	工作物完了検査手数料	① ②、③以外の場合	14,000円	
		② 右記による	20,000円	
		③ 右記による	15,000円	